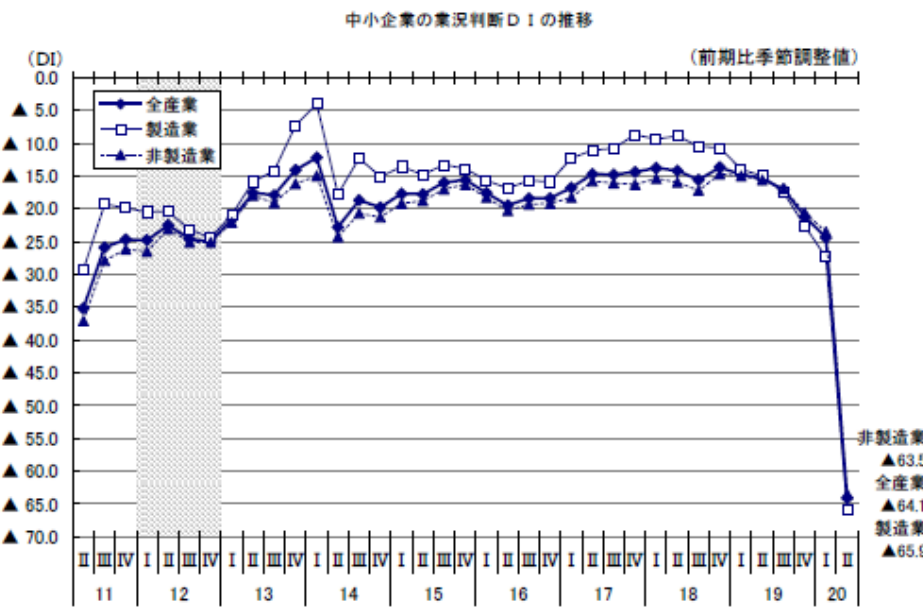


令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

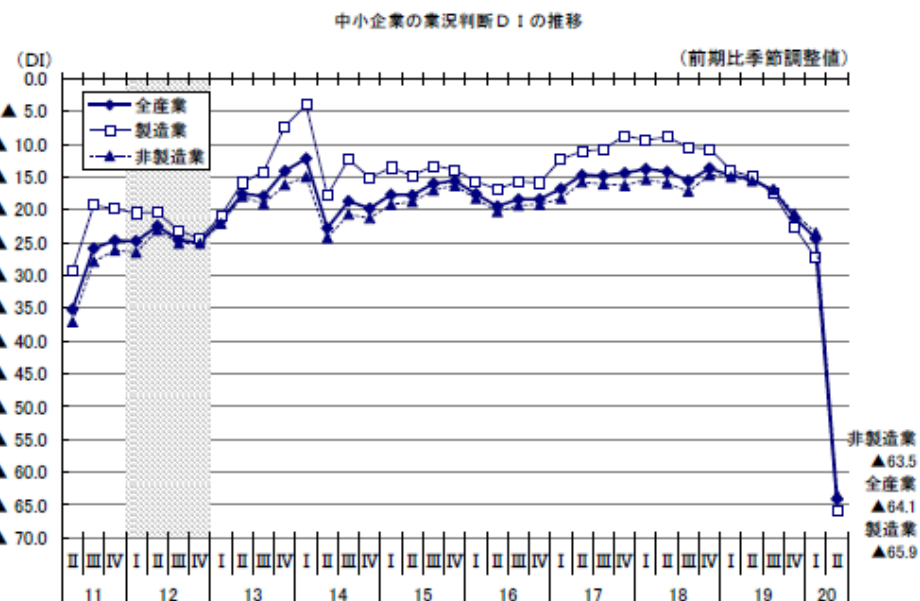
（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	23	府 省 庁 名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	交際費課税の特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小法人及び資本金の額等が100億円以下の大法人が、飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）50%を損金算入できる特例措置について、100%損金算入できるよう拡充する。 ○ 交際費課税の特例措置の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項及び第292条第1項第3号		
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ 精査中 ） [平年度] 精査中 （ 精査中 ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。 （２）施策の必要性 一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。 また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。 直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う休業・営業時間の短縮等により、特に飲食業の客数・売上の減少が極めて深刻な状況となっている。飲食業は接待で利用される機会も多いことから、交際費の全額損金算入を可能とすることで消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図る。		
本要望に 対応する 縮減案	—		
		ページ	23—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	政策の達成目標	本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））やGDPギャップの数値等を参考にする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	中小企業の業況判断DIは、6期連続でマイナス幅が拡大し、▲64.1（令和2年4～6月）となっている。  (出典)「中小企業景況調査」（中小企業庁）

有効性	要望の措置の適用見込み	本措置は資本金 100 億円以下の大企業及び中小企業に広く利用されている措置。交際費支出は企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの企業の利用が見込まれる。 ○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み(資本金 100 億円以下) 令和2年度 2,345,104 社(2,884,498 百万円) 令和3年度 2,345,104 社(2,884,498 百万円) ※「会社標本調査」(国税庁)より推計(平成 30 年度の実績と同等程度適用があると推計)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援し、利用される飲食業界についても、新型コロナウイルスによる深刻な社会・経済的打撃から早期回復を図る手段として有効である。 なお、中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が 71.8%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が 37.3%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。 しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。 中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本措置の適用額を拡充することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 また、飲食業はこれらの中小企業の接待で利用される機会が多いことから、消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図ることは妥当である。
ページ		23—2

税負担軽減措置等の適用実績	○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額(資本金100億円以下) 平成28年度 2,296,877社(2,637,636百万円) 平成29年度 2,317,273社(2,770,169百万円) 平成30年度 2,345,104社(2,884,498百万円) 令和元年度 2,345,104社(2,884,498百万円) 令和2年度 2,345,104社(2,884,498百万円) ※令和元年度以降は、平成30年度の実績と同等程度適用があると推計 (出典)「会社標本調査」(国税庁)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	中小企業庁委託調査を利用した分析では、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は27%減少する関係(※1)となっており、よって本措置の縮小により、交際費等支出額が減少した場合、減少額1億円あたり、2700万円売上高が減少することとなる。 中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。 (※1) 中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。 $LN(売上高) = 2.74 + 0.27LN(交際費支出) + 0.31LN(資本金) + 0.60LN(従業員数)$ (備考) 補正$R^2 = 0.71$
前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本措置によって、中小企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用実績」参照) 一方で、我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いていたものの、直近では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、深刻な状況となっており、直近の中小企業の業況判断DIは▲64.1(令和2年4～6月)となっている。



(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)

(参考) 最近の交際費課税における主な改正

	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、 一定の要件のもとで交際費の範囲 から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10% の損 金不算入措置を廃止)
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50% まで損金算入
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) まで の損金算入又は飲食費 50% まで損 金算入の選択適用
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)	

これまでの要望経緯

	平成 30 年度	2 年間の延長（平成 31 年度末まで）
	令和 2 年度	資本金の額等が 100 億円超の大法人は適用除外とした上で、2 年間の延長（令和 4 年度末まで）
ページ	2 3—3	